第四条の六の二第三項第一号中「第十二項第二号」を「第十三項第二号」に、「第十二項第一号」を「第十三項第一号」に改め、同条第三十八項中「この条」を「この項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十七項を同条第三十八項とし、同条第三十六項中「第二十八項」を「第二十九項」に、「第三十項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十五項中「第二十八項から第三十項までの上場株式等の配当等」を「第二十九項から第三十一項までの上場株式等の配当等」に、「、第二十八項」を「、第二十九項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「第三十一項本文」を「第三十二項本文」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「第三十一項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「第二十八項」を「第二十九項」に、「第三十項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「第三十三項及び第三十四項」を「第三十四項及び第三十五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項を同条第三十一項とし、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項を同条第二十八項とし、同条第二十四項から第二十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十三項中「第四条の六の二第二十二項」を「第四条の六の二第二十三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項の表第百四十条の二第一項の項中「第四条の六の二第十九項」を「第四条の六の二第二十項」に改め、同表第百四十九条第三項の表第二項の項の項、第百四十九条第三項の表第三項の項の項、第二百一条の二第三項の表第二項の項及び第二百一条の二第三項の表第三項の項中「第四条の六の二第二十二項」を「第四条の六の二第二十三項」に改め、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十二項第二号」を「第十三項第二号」に、「第二十八項」を「第二十九項」に、「第三十項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十二項第一号」を「第十三項第一号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十二項第一号」を「第十三項第一号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第七項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第九条の三の二第一項の規定は、所得税法第百七十七条の規定の適用を受ける上場株式等の配当等については、適用しない。

第四条の六の二に次の一項を加える。

40　法第九条の三の二第一項の規定の適用を受ける上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、当該内国法人が支払うべき上場株式等の配当等のうちに所得税法第百七十七条の規定の適用を受けるものがある場合には、当該上場株式等の配当等の支払をする際、同条の規定の適用を受ける上場株式等の配当等に係る支払の取扱者に対し、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき内国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地、当該内国法人が支払を受けるべき上場株式等の配当等が同条の規定の適用を受けるものに該当する旨その他参考となるべき事項を通知しなければならない。

第四条の七の二第三項中「（昭和三十七年政令第百三十五号）」を削る。

第五条の三第八項中「、第三項及び第五項から第八項まで」を「から第七項まで」に、「及び第三項」を「及び第二項」に改める。

第五条の五第二項中「第二条第二項に規定する内航海運業」を「第二条第二項第一号及び第二号に掲げる事業」に改め、同条第六項中「第二条第二項に規定する内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業」を「第二条第二項第二号に掲げる事業」に改める。

第五条の五の三第一項中「二千万円」を「二千五百万円」に改める。

第五条の六第二項を削り、同条第三項中「第十条の五第一項第一号ロ」を「第十条の五第一項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項を同条第三項とし、同条第八項を同条第四項とし、同条第九項中「、適用年」を「、適用対象特定業務施設（適用年（同項第一号に規定する適用年をいう。以下この条において同じ。）」に、「同条第一項」を「法第十条の五第一項」に改め、「ついて計画の認定」の下に「（同項に規定する計画の認定をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「（次項及び第十一項において「適用対象特定業務施設」という。）」を「（法第十条の五第三項第二号に規定する特定業務施設をいう。第十三項において同じ。）」に、「おける基準雇用者数」を「おける法第十条の五第三項第五号に規定する基準雇用者数（以下この条において「基準雇用者数」という。）」に改め、「となる雇用者」の下に「（同項第三号に規定する雇用者をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第十項中「適用対象特定業務施設において適用年」を「適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）」に改め、「雇用された特定雇用者」の下に「（同項第七号に規定する特定雇用者をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「おいて当該」を「おいて」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法第十条の五第三項第九号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年の十二月三十一日において移転型適用対象特定業務施設（同号に規定する移転型適用対象特定業務施設をいう。以下この条において同じ。）に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。

第五条の六第十一項中「第十条の五第三項第九号」を「第十条の五第三項第十号」に、「適用対象特定業務施設において適用年」を「適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）」に、「おいて当該」を「おいて」に改め、「もの」の下に「（以下この条において「新規雇用者」という。）」を加え、「雇用者の」を「新規雇用者の」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の三項を加える。

9　法第十条の五第三項第十一号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）において他の事業所から適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年の十二月三十一日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。

10　法第十条の五第三項第十二号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、移転型適用対象特定業務施設のみを個人の事業所とみなした場合における適用年の基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

11　法第十条の五第三項第十三号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）に新たに雇用された雇用者で当該適用年の十二月三十一日において移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの総数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該雇用者の総数とする。

第五条の六第十四項中「又は」の下に「同条第三項第六号に規定する」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十条の五第三項第十号」を「第十条の五第三項第十五号」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の前に次の一項を加える。

12　法第十条の五第三項第十四号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）において他の事業所から移転型適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。